

規制に係る事前評価書

法令の名称		水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案	
政策の名称		水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加(指定物質の規定)	
担当部局・評価者		環境省 水・大気環境局 水環境課 課長 吉田延雄 電話番号:03-5521-8306	
評価実施時期		平成23年3月7日(分析対象期間:平成22年6月～平成23年2月)	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。	
内 容		「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」により、事故時に有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(指定物質)を製造等する施設設置する工場等(指定事業場)の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における措置を義務付けられたことに伴い、指定物質として、52物質等を定める。	
		関連条項	水質汚濁防止法第2条第4項、水質汚濁防止法施行令第3条の3
必要性		水質汚濁事故は、近年増加傾向にあり、事故の内容も多様化し、原因となる化学物質等は多岐にわたっている。一方、現在の事故時の措置の対象は、特定事業場からの有害物質又は油の流出事故及び貯油事業場等からの油の流出事故のみであり、現実に発生している水質汚濁事故と比して、対象が限定的である。このため、事故時に指定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出等を追加する必要がある。	
費 用			
		遵守費用	排水口の閉鎖や施設の使用停止等の応急措置のための費用
		行政費用	新たな負担は発生しない
		その他の費用	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。
便 益		指定物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	

想定される代替案			
代替案	今次の指定物質の制定は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。		
	費 用		
	遵守費用		
	行政費用		
	その他の費用		
	便 益		

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
費用:事業者については、通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに追加された指定物質について事故が起こった際には、応急措置を行うことが必要になることから、現状に比べ、費用が発生する。なお、事故の際の都道府県への届出については、現行法の運用においても、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出に係る費用負担は現状に比べてほとんど発生しないものと考えられる。 行政費用については、上記のとおり、現状に比べ、都道府県等による届出受理の事務に係る費用負担はほとんど発生しないものと考えられる。 便益:改正案は、現状に比べ、指定物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。 発生する費用負担と得られる便益を比較すると、指定物質による事故発生時に応急措置等の対応がなされ、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項
平成23年中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会報告「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」において、指定物質として指定すべき化学物質等が掲げられている。

レビューを行う時期又は条件
科学的知見に基づき、随時見直しを行うこととする。 (事故時の措置についての法律の規定は、改正法の附則の規定に基づき、改正法施行5年後を予定。)

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案】

規制の内容	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加（指定物質の規定）	
担当部局	環境省 水・大気環境局 水環境課 課長 吉田延雄 電話番号：03-5521-8306	
評価実施時期	平成23年3月7日（分析対象期間：平成22年6月～平成23年2月）	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的】事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。 【内容】「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」に新たに規定された指定物質について、52物質等を定める。 【必要性】水質汚濁事故は、近年増加傾向にあり、事故の内容も多様化し、原因となる化学物質等は多岐にわたっている。一方、現在の事故時の措置の対象は、特定事業場からの有害物質又は油の流出事故及び貯油事業場等からの油の流出事故のみであり、現実には発生している水質汚濁事故と比して、対象が限定的である。このため、事故時に指定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出等を追加する必要がある。	
	関連条項	水質汚濁防止法第2条第4項、水質汚濁防止法施行令第3条の3
想定される代替案	今次の指定物質の制定は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	排水口の閉鎖や施設の使用停止等の応急措置のための費用	—
(行政費用)	新たな負担は発生しない	—
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	指定物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	—
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	費用：事業者については、通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに追加された指定物質について事故が起こった際には、応急措置を行うことが必要になることから、現状に比べ、費用が発生する。なお、事故の際の都道府県への届出については、現行法の運用においても、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出に係る費用負担は現状に比べてほとんど発生しないものと考えられる。 行政費用については、上記のとおり、現状に比べ、都道府県等による届出受理の事務に係る費用負担はほとんど発生しないものと考えられる。 便益：改正案は、現状に比べ、指定物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。 発生する費用負担と得られる便益を比較すると、指定物質による事故発生時に応急措置等の対応がなされ、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができることから、当該規制は有効である。	
有識者の見解その他の関連事項	平成23年中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会報告「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」において、指定物質として指定すべき化学物質等が掲げられている。	
レビューを行う時期又は条件	科学的知見に基づき、随時見直しを行うこととする。 (事故時の措置についての法律の規定は、改正法の附則の規定に基づき、改正法施行5年後を予定。)	
備考		